



六価クロム化合物						mg/l
砒素及びその化合物						mg/l
水銀及びアルキル水銀						mg/l
その他の水銀化合物						mg/l
アルキル水銀						mg/l
P C B						mg/l
トリクロロエチレン						mg/l
テトラクロロエチレン						mg/l
ジクロロメタン						mg/l
四塩化炭素						mg/l
1.2-ジクロロエタン						mg/l
1.1-ジクロロエチレン						mg/l
シス-1.2-ジクロロエチレン						mg/l
1.1.1-トリクロロエタン						mg/l
1.1.2-トリクロロエタン						mg/l
1.3-ジクロロプロペン						mg/l
チウラム						mg/l
シマジン						mg/l
チオベンカルブ						mg/l
ベンゼン						mg/l
セレン及びその化合物						mg/l
ほう素及びその化合物						mg/l
弗素化合物						mg/l
フェノール類						mg/l
銅及びその化合物						mg/l
亜鉛及びその化合物						mg/l
鉄及びその化合物 (溶解性)						mg/l
マンガン及びその化合物 (溶解性)						mg/l
クロム及びその化合物						mg/l
1.4-ジオキサン						mg/l
※ 摘 要						

備考

- 1 ※印のある欄は、令第9条の9第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。